

論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>1. 医療法</p> <p>① 基本計画（改定版）を見ると、コスト計測を行った以外は新たな取組や取組の進捗については特段の追記は見られないが、医療法関係では、行政手続コストの削減に向け、2018年度は特段の検討は行われなかったのか。あるいは、検討は行ったが、具体的な成果が上がらなかったということか。</p> <p>② 基本計画では、「事前相談について、対面以外の電話・メール対応を導入する」、「書類提出を対面に限定している場合は、郵送での手続きを導入する」、「許可証の受領を対面のみではなく郵送でも対応する」とされており、また、「提出書類・情報の見直し」について「過去に提出されたものと同一の情報を再度求めることのないよう、地方公共団体へ周知及び協力依頼を行う」とされているが、具体的に周知等は行ったのか。行ったとしたら、いつ、どのような方法で行われたのか。その結果、これらを対面に限定している自治体はなくなり、また、ワンスオンリー原則は徹底されることとなったのか。</p>
<p>【回 答】</p> <p>① 18年度は、コスト計測とともに、各都道府県から取組事項の実施状況をヒアリングし、状況の把握を行ったところ。19年度はそれを踏まえて、その取組状況の芳しくない事項に関し、取り組んでいない理由等をヒアリングし、要因分析を行う。そのうえで、自治体に対し必要な支援し、19年度の行政手続コスト削減を行ってまいりたい。</p> <p>② 地方公共団体への周知及び協力依頼については、2018年3月及び2019年2月に、各自治体の衛生主管部局の担当者宛てに17年度及び18年度の行政手続コスト計測を依頼する際に、各種取組を実施していただき事業者の負担軽減に努めていただくよう依頼しているところ。</p> <p>なお、本年度の調査では、「書類提出における郵送手続きの導入」については、例えば診療所の変更届出では回答のあった31の道府県のうち28の道府県から実施しているとの回答を得ており、その取組が行われているものと承知している。なお、残りの道府県に対しては、実施していない理由等について必要に応じ追加的なヒアリングを実施し、その要因の分析等を行う。また、過去に提出されたものと同一の情報を求める事例について</p>	

は、その数や改善状況を数値として把握できていないため、併せて自治体宛に調査を行う。

また、今年度からは全国医政関係主管課長会議の場でも行政手続コスト削減に向けた取組について周知し、その促進に取り組んでまいりたい。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続																																		
省庁名	厚生労働省																																		
論点	<p>1. 医療法（続き）</p> <p>③ 基本計画対象手続については、基本的に同様の取組（対面以外での手続の受付、様式の記入例の公表、提出書類・情報の見直し等）を行うものと承知している。他方、以下のとおり、1件あたりの作業時間に増減が見られる。この理由をどのように分析しているか。また、作業時間が増加している手続について、今後どのような取組を行っていく予定か。</p> <p>< 1件あたりの作業時間 >（年間手続件数が5,000件以上の手続のみ抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 診療所の開設許可 (5,774件)</td> <td>13.8時間</td> <td>12.1時間</td> </tr> <tr> <td>(3) 診療所の開設届出 (8,239件)</td> <td>9.4時間</td> <td>8.2時間</td> </tr> <tr> <td>(4) 病院の構造設備等の変更許可 (7,711件)</td> <td>13.9時間</td> <td>14.2時間</td> </tr> <tr> <td>(6) 診療所の変更届出 (20,598件)</td> <td>6.3時間</td> <td>4.3時間</td> </tr> <tr> <td>(11) 診療所の廃止 (8,928件)</td> <td>3.2時間</td> <td>2.2時間</td> </tr> <tr> <td>(13) 病院又は診療所へのエックス線装置等の設置届出 (14,220件)</td> <td>6.8時間</td> <td>9.4時間</td> </tr> <tr> <td>(14) 病院又は診療所へのエックス線装置等の変更届 (6,567件)</td> <td>6.4時間</td> <td>7.8時間</td> </tr> <tr> <td>(15) 病院又は診療所へのエックス線装置等の廃止届出 (10,231件)</td> <td>3.6時間</td> <td>4.7時間</td> </tr> <tr> <td>(17) 施術所の変更の届出（あはき） (6,434件)</td> <td>3.9時間</td> <td>3.0時間</td> </tr> <tr> <td>(23) 施術所の変更の届出（柔整） (6,369件)</td> <td>3.9時間</td> <td>3.0時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 項番は基本計画のもの、括弧内は年間手続件数 「あはき」：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師</p>			2017年度	2018年度	(2) 診療所の開設許可 (5,774件)	13.8時間	12.1時間	(3) 診療所の開設届出 (8,239件)	9.4時間	8.2時間	(4) 病院の構造設備等の変更許可 (7,711件)	13.9時間	14.2時間	(6) 診療所の変更届出 (20,598件)	6.3時間	4.3時間	(11) 診療所の廃止 (8,928件)	3.2時間	2.2時間	(13) 病院又は診療所へのエックス線装置等の設置届出 (14,220件)	6.8時間	9.4時間	(14) 病院又は診療所へのエックス線装置等の変更届 (6,567件)	6.4時間	7.8時間	(15) 病院又は診療所へのエックス線装置等の廃止届出 (10,231件)	3.6時間	4.7時間	(17) 施術所の変更の届出（あはき） (6,434件)	3.9時間	3.0時間	(23) 施術所の変更の届出（柔整） (6,369件)	3.9時間	3.0時間
	2017年度	2018年度																																	
(2) 診療所の開設許可 (5,774件)	13.8時間	12.1時間																																	
(3) 診療所の開設届出 (8,239件)	9.4時間	8.2時間																																	
(4) 病院の構造設備等の変更許可 (7,711件)	13.9時間	14.2時間																																	
(6) 診療所の変更届出 (20,598件)	6.3時間	4.3時間																																	
(11) 診療所の廃止 (8,928件)	3.2時間	2.2時間																																	
(13) 病院又は診療所へのエックス線装置等の設置届出 (14,220件)	6.8時間	9.4時間																																	
(14) 病院又は診療所へのエックス線装置等の変更届 (6,567件)	6.4時間	7.8時間																																	
(15) 病院又は診療所へのエックス線装置等の廃止届出 (10,231件)	3.6時間	4.7時間																																	
(17) 施術所の変更の届出（あはき） (6,434件)	3.9時間	3.0時間																																	
(23) 施術所の変更の届出（柔整） (6,369件)	3.9時間	3.0時間																																	
【回答】	<p>③ 病院や診療所等の開設手続等は、一度しか行われたいものであり、年によって開設等の主体は異なるため、作業時間については、大規模病院の開設等があった場合には数字が跳ね上がることがある。今年度の数値について、ある県において、約550床の病院の移転があり、その手続について、エックス線装置の設置届出に117.5時間、変更届出に90.5時間、廃止届出に113時間を要したことから、エックス線装置の届出関係の時間が多くなっているものと承知している。</p>																																		

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>1. 医療法（続き）</p> <p>④ 今回の基本計画の改定では、「標準処理期間・審査基準の設定・公表等」のうち「審査基準」に係る記載が削除されているが、その理由を御教示ください。</p> <p>⑤ 「現状で可能な範囲の取組」として、電子メールやCD-Rの活用に関し言及されており、また、「さらなる電子媒体の積極的な活用等の環境整備についても検討する」とされているが、政府としてデジタル化を原則化・義務化した法案を提出する中、2018年度における具体的な検討・進捗状況について御教示ください。</p> <p>※ 前回の審議（2018年3月15日）では、診療所の変更届出（約2万件／年）をはじめとした医療法に基づく手続について、全国统一でのオンライン申請システムの構築は考えておらず、その理由の一つとして「オンライン申請ではなく、行政側と相談をしながら申請をした方がスムーズであること」を挙げていた。</p>
【回答】	<p>④ 審査基準に関しては、行政手続法第5条第1項において、「行政庁は、審査基準を定めるものとする。」とされているとともに、第3項において、「行政上特別の支障があるときを除き・・・審査基準を公にしておかなければならない。」と定められており、自治体によって審査基準の公表状況にばらつきが出ることは基本的に考えにくいため、自治体に求める取組から削除した。なお、念のため各自治体における公表状況を調査したうえで、公表していない場合には行政上特別の支障がある場合を除いて公表するよう指導する。また、具体的にどのような行政上の特別の支障が生じているか併せて調査する。</p> <p>⑤ 行政手続についてオンライン実施を原則化する法案の趣旨は、各自治体の行政手続等の利便性の向上等を支援するに当たっても十分踏まえる必要があると認識している。18年度における進捗状況としては、申請に必要な様式の電子媒体での提供については、回答のあった32道府県のうち31の道府県から調査対象の全ての手続について実施しているとの回答を得ているところである。</p> <p>なお、18年度中は、各自治体へ協力依頼をしたところであるが、今年度は協力依頼の際に併せて、先進的な自治体における好事例を周知するなど、自治体における手続の電子化の支援について、さらに取り組んでまいりたい。</p>

重点分野	営業の許可・認可に係る手続													
省庁名	厚生労働省													
論点	<p>2. 職業安定法・労働者派遣法</p> <p>⑥ コスト測定結果では、職業安定法に基づく「職業紹介事業報告の提出」(19,813件/年)について、1件あたりの作業時間が減少している(2017年度:3.5時間→2018年度:2.6時間)が、その理由をどのように分析しているか。</p> <p>⑦ コスト計測結果では、「労働者派遣事業報告書の提出」(146,823件/年)をはじめとした労働者派遣法に基づく手続について、以下のとおり、1件あたりの作業時間が増加又は減少しているが、その理由をどのように分析しているか。</p> <p><1件あたりの作業時間></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働者派遣事業の変更の届出 (12,266件)</td> <td>3.2時間</td> <td>3.9時間</td> </tr> <tr> <td>労働者派遣事業の許可証の書き換え (2,034件)</td> <td>9.3時間</td> <td>10.4時間</td> </tr> <tr> <td>労働者派遣事業報告書の提出 (146,823件)</td> <td>7.7時間</td> <td>4.8時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 括弧内は年間手続件数</p>			2017年度	2018年度	労働者派遣事業の変更の届出 (12,266件)	3.2時間	3.9時間	労働者派遣事業の許可証の書き換え (2,034件)	9.3時間	10.4時間	労働者派遣事業報告書の提出 (146,823件)	7.7時間	4.8時間
	2017年度	2018年度												
労働者派遣事業の変更の届出 (12,266件)	3.2時間	3.9時間												
労働者派遣事業の許可証の書き換え (2,034件)	9.3時間	10.4時間												
労働者派遣事業報告書の提出 (146,823件)	7.7時間	4.8時間												
<p>【回答】</p> <p>⑥ コスト計測結果において1件あたりの作業時間が減少しているのは、職業紹介事業報告書の作成にあたり、報告書記載内容の不備や質問の多い事項等について、2018年1月に新たに事業所向けパンフレット「許可・更新等マニュアル」に記載したことにより、提出後の労働局からの指摘等に伴う修正が減少したことや修正のための労働局への移動時間が減少したことが大きな要因と考えられる。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働局からの指摘等に伴う修正 12分(2017年度) → 4.5分(2018年度) ・事業所から労働局への移動 76分(2017年度) → 43.9分(2018年度) 														

⑦ 各種申請書類に要する作業時間の増減理由は以下のとおり。

・「労働者派遣事業の変更の届出」

2018年度は、2015年度の法改正に伴う（旧）特定労働者派遣事業から労働者派遣事業への切り替えの許可申請のため、労働局の窓口が混雑していたことの影響により、労働局への事前相談や質問等に要した時間が増加したことが主な要因と考えられる。

【参考】

- ・ 申請書作成に要した時間

132.6分(2017年度) → 170.9分(2018年度)

・「労働者派遣事業の許可証の書き換え」

当該手続きには「変更の届出」と同様の申請書類等で足りる「名称や所在地」などの書き換えの他、より多くの申請書類等が必要な「事業所の新設」が含まれているが、コスト計測を行った時期において、「事業所の新設」の届出がより多く行われたことにより、申請書作成に要した時間が増加したことが主な要因と考えられる。

【参考】

- ・ 申請書作成に要した時間

443.6分(2017年度) → 522.8分(2018年度)

・「労働者派遣事業報告書の提出」

提出事業主に対し、記載方法の周知やセミナーによる記載不備の多い事項の説明を行うなどにより、提出事業主の記載に関する理解が深まったことが主な要因と考えられる。

【参考】

- ・ 申請書作成に要した時間

407.9分(2017年度) → 240.0分(2018年度)

重点分野	営業の許可・認可に係る手続																																														
省庁名	厚生労働省																																														
論点	<p>2. 職業安定法・労働者派遣法（続き）</p> <p>⑧ 職業安定法・労働者派遣法に基づく手続のうち、基本計画において、「許可更新のオンラインまたは郵送申請率を0%（など）から20%へ向上」とされている手続がいくつかあるが、2017年度と2018年度につき、オンライン及び郵送それぞれの利用率を御教示ください。</p> <p><オンラインまたは郵送申請率の基本計画における目標値></p> <p>I. 職業安定法に基づく手続</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初 (%)</th> <th>目標 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 職業紹介事業更新時</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(2) 職業紹介事業報告の提出</td> <td>0.07</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(3) 職業紹介事業開始後の変更届・許可証の書き換え</td> <td>0.001</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(4) 職業紹介事業の廃止の届出</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(5) 無料の委託募集開始時（有効期間満了後、改めての届出）</td> <td colspan="2">記載無し</td> </tr> <tr> <td>(6) 募集報告の提出</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>II. 労働者派遣法に基づく手続</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初 (%)</th> <th>目標 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事業更新時</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業報告の提出</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(3) 収支決算書の提出</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(4) 関係派遣先への派遣割合の報告</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(5) 海外派遣の届出</td> <td>0.001</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(6) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え</td> <td>0.001</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(7) 事業の廃止の届出</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 項番は基本計画のもの</p>			当初 (%)	目標 (%)	(1) 職業紹介事業更新時	0	20	(2) 職業紹介事業報告の提出	0.07	20	(3) 職業紹介事業開始後の変更届・許可証の書き換え	0.001	20	(4) 職業紹介事業の廃止の届出	0	20	(5) 無料の委託募集開始時（有効期間満了後、改めての届出）	記載無し		(6) 募集報告の提出	0	20		当初 (%)	目標 (%)	(1) 事業更新時	0	20	(2) 事業報告の提出	0	20	(3) 収支決算書の提出	0	20	(4) 関係派遣先への派遣割合の報告	0	20	(5) 海外派遣の届出	0.001	20	(6) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え	0.001	20	(7) 事業の廃止の届出	0	20
	当初 (%)	目標 (%)																																													
(1) 職業紹介事業更新時	0	20																																													
(2) 職業紹介事業報告の提出	0.07	20																																													
(3) 職業紹介事業開始後の変更届・許可証の書き換え	0.001	20																																													
(4) 職業紹介事業の廃止の届出	0	20																																													
(5) 無料の委託募集開始時（有効期間満了後、改めての届出）	記載無し																																														
(6) 募集報告の提出	0	20																																													
	当初 (%)	目標 (%)																																													
(1) 事業更新時	0	20																																													
(2) 事業報告の提出	0	20																																													
(3) 収支決算書の提出	0	20																																													
(4) 関係派遣先への派遣割合の報告	0	20																																													
(5) 海外派遣の届出	0.001	20																																													
(6) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え	0.001	20																																													
(7) 事業の廃止の届出	0	20																																													
【回答】	<p>⑧ 職業安定法及び労働者派遣法に基づく手続において、いずれも2017年度のオンラインまたは郵送申請率について把握を行っていないが、2018年度において、コスト計測にて把握を行った結果は以下のとおり。</p>																																														

【職業安定法に基づく手続き】

(オンライン)

(1)～(6)のいずれの手続きもオンライン申請率は0%

(郵送)

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 職業紹介事業更新時 | 1.1% |
| (2) 職業紹介事業報告の提出 | 19.5% |
| (5) 無料の委託募集開始時 | 12.5% |
| (6) 募集報告 | 0% |

【労働者派遣法に基づく手続き】

(オンライン)

(1)～(7)のいずれの手続きもオンライン申請率は0%

(郵送)

- | | |
|--|-------|
| (2)～(4)の提出 | 6.8% |
| (6) 事業開始後の変更届（許可証の書き換えを伴わない）
及び(7) 事業の廃止の届出 | 10.3% |
| (6) 事業開始後の変更届（許可証の書き換えを伴う） | 0% |

なお、今年度の調査においては、目標が設定された全ての手続きについて「オンラインまたは郵送申請率」を把握することとし、引き続き目標達成のために周知広報を図ってまいりたい。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>2. 職業安定法・労働者派遣法（続き）</p> <p>⑨ 基本計画では、職業安定法・労働者派遣法に基づく手続について、2019年度に「前年度実施状況を踏まえた見直し」を行うとのことだが、2018年度のオンライン・郵送の利用率などを踏まえ、具体的にどのような取組を行う予定か。</p>
<p>【回答】</p> <p>⑨ 職業安定法及び労働者派遣法に基づく手続において、不備や質問の多い事項等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可・更新等マニュアルに追加記載 <p>などを引き続き行うことに加え、オンライン及び郵送による申請が促進されるよう周知広報を予定している。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>3. 児童福祉法</p> <p>⑩ 「放課後児童健全育成事業の届出に関する手続」及び「保育所等の設置認可等に関する手続」については、基本計画の改定が特段行われていないが、基本計画に記載された取組内容（特に標準（的）様式の見直し・策定）を実現できる目途は立っているのか。目途が立っていないのであれば、その課題・解決に向けた検討状況も御教示ください。</p> <p>⑪ 「保育所等の認可申請」、「保育所等の廃止の承認の申請」、「認可外保育施設の設置等の届出」について、削減方策として「自治体の理解を得ながら、郵送・メール等での申請を推進する」とされているが、具体的に、自治体に対して郵送・メール等で申請の推進につき、働きかけを行っているのか。郵送・メール等での申請率はどの程度か、調査を行っているのか。</p> <p>⑫ また、これらの手続に関し、業務の効率化の観点からも、電子化を推進する余地はないのか。</p>

【回 答】

- 放課後児童健全育成事業の届出に関する手続きについては、
 - ・ 届出様式の項目について、一部自治体へのヒアリングの結果、放課後児童健全育成事業の適正な運営が可能かを確認するための最低限の項目であると考えられる。
 - ・ 事業者からの自治体への届出等については、編集可能な様式をインターネットで入手できるようにすることや、平成30年度の全国児童福祉主管課長会議（3月）において、郵送やメールでの申請を受け付けるなど、事業者が申請に要する時間の削減を図るよう促しているところである。
- 保育所等の設置認可等の手続きについては、
 - ・ 各自治体の運用するシステムが異なり、申請様式の標準化とあわせて、システムの改修等が必要となること
 - ・ 事業者から提出された保育所等の図面について、自治体担当者が事業者と面談し、現場の確認を行うなどの必要があり、電子的な手続きのみで完結しない場合があること

等の課題があると認識している。
- 平成29年12月に幼児教育の無償化の方針が閣議決定され、認可外保育施設についても無償化の対象となるなど、都道府県及び市区町村の様々な事務フローが大きく変更される可能性が生じたため、まずは新たな事務フ

ローの検討に注力してきた。

- 現在、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月10日に成立したところであり、新たな事務フローも間もなく具体的に確定する予定であることから、上記の課題や新たな事務フローを踏まえつつ、地方自治体との意見交換を行った上で、速やかに標準的様式を作成し、地方自治体に活用を促してまいりたい。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>4. 介護保険法・老人福祉法</p> <p>⑬ 帳票等の見直しに関し、基本計画によれば「事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを2018年度中に実施する」とされているが、実態及び見直し結果につき御教示ください。 ※ 「ニッポン一億総活躍プラン」では、2020年代初頭までに文書量を半減するとされている。</p> <p>⑭ 介護分野における生産性向上について、先般「介護の生産性向上ガイドライン」を取りまとめられたと承知するが、行政手続簡素化の取組に関する記述はあるのか。例えば、記録・帳票作成作業を効率化するため、ICT技術を活用する等の方策が好事例として紹介されているが、事業者が作成した記録・帳票をそのまま電子的に行政に提出することが可能となれば、事業者の生産性向上に繋がるのではないか。</p> <p>⑮ コスト削減方策として、「申請書類の郵送による提出を推奨する」とされているが、具体的にどのように周知したのか。また、郵送による届出は2018年度、2019年度においてどの程度の割合となっているのか。</p>
<p>【回答】</p> <p>⑬ 「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第80号、平成30年10月1日施行)により、事業者が指定申請に当たり提出する文書のうち、「申請者又は開設者の定款、寄附行為等」、「事業所の管理者の経歴」、「役員の氏名、生年月日及び住所」、「当該申請に係る事業に係る資産の状況」等を不要とする改正を行うとともに、各種介護サービスの指定に関する様式例の改訂・周知を行った。</p> <p>⑭ 御指摘のガイドラインは、介護事業者が、業務の改善活動を通じて、介護サービスの質の維持・向上を図るための手引きであるため、行政手続簡素化の取組に関しては記述されていない。 また、指定申請の際には、行政は事業所に対して介護記録の提出を求めている。 なお、介護分野におけるICT化の推進の取組として、介護事業者がICTを活用して介護記録から介護報酬の請求業務までを一気通貫で行うことができるよう、本年度から地域医療介護確保総合確保基金を活用したICT導入支援事業を実施している。</p>	

⑮ 具体的な周知方法としては、本年度中に各都道府県等に対する事務連絡の送付並びに全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において周知を行うことを検討している。

また、郵送による届出の割合については、正確な件数を把握しているものではないが、今般のアンケート調査で回答のあった手続の中では、2018年度は約58%であった。なお、2019年度の手続については、次回以降の調査で把握する予定である。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続																											
省庁名	厚生労働省																											
論点	<p>4. 介護保険法・老人福祉法（続き）</p> <p>⑩ 介護保険法・老人福祉法に基づく「事業所の指定等に関する手続」について、以下のとおり、1件あたりの作業時間が増加又は減少しているが、その理由をどのように分析しているか。作業時間が増加している手続や減少が小幅な手続については、今後、改善に向けてどのような取組を行う予定か御教示ください。</p> <p>< 1件あたりの作業時間 >（年間手続件数が1万件以上の手続のみ抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②指定地域密着型サービス事業者の指定 (14,803件)</td> <td>50.7時間</td> <td>45.8時間</td> </tr> <tr> <td>⑨指定居宅サービス事業者の変更等の届出 (80,009件)</td> <td>20.3時間</td> <td>7.9時間</td> </tr> <tr> <td>⑪指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者の変更等の届出（30,431件）</td> <td>11.9時間</td> <td>12.0時間</td> </tr> <tr> <td>⑬指定居宅介護支援事業者の変更等の届出 (33,385件)</td> <td>16.4時間</td> <td>9.9時間</td> </tr> <tr> <td>⑮指定介護予防サービス事業者の変更等の届出 (91,126件)</td> <td>20.3時間</td> <td>11.9時間</td> </tr> <tr> <td>⑰指定地域密着型介護予防サービス事業者の変更等の届出（13,900件）</td> <td>11.9時間</td> <td>4.0時間</td> </tr> <tr> <td>⑳老人居宅生活支援事業の変更の届出 (28,658件)</td> <td>9.0時間</td> <td>14.8時間</td> </tr> <tr> <td>㉑老人福祉施設の変更の届出（15,865件）</td> <td>7.0時間</td> <td>26.8時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）項番は基本計画のもの、括弧内は年間手続件数</p>		2017年度	2018年度	②指定地域密着型サービス事業者の指定 (14,803件)	50.7時間	45.8時間	⑨指定居宅サービス事業者の変更等の届出 (80,009件)	20.3時間	7.9時間	⑪指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者の変更等の届出（30,431件）	11.9時間	12.0時間	⑬指定居宅介護支援事業者の変更等の届出 (33,385件)	16.4時間	9.9時間	⑮指定介護予防サービス事業者の変更等の届出 (91,126件)	20.3時間	11.9時間	⑰指定地域密着型介護予防サービス事業者の変更等の届出（13,900件）	11.9時間	4.0時間	⑳老人居宅生活支援事業の変更の届出 (28,658件)	9.0時間	14.8時間	㉑老人福祉施設の変更の届出（15,865件）	7.0時間	26.8時間
	2017年度	2018年度																										
②指定地域密着型サービス事業者の指定 (14,803件)	50.7時間	45.8時間																										
⑨指定居宅サービス事業者の変更等の届出 (80,009件)	20.3時間	7.9時間																										
⑪指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者の変更等の届出（30,431件）	11.9時間	12.0時間																										
⑬指定居宅介護支援事業者の変更等の届出 (33,385件)	16.4時間	9.9時間																										
⑮指定介護予防サービス事業者の変更等の届出 (91,126件)	20.3時間	11.9時間																										
⑰指定地域密着型介護予防サービス事業者の変更等の届出（13,900件）	11.9時間	4.0時間																										
⑳老人居宅生活支援事業の変更の届出 (28,658件)	9.0時間	14.8時間																										
㉑老人福祉施設の変更の届出（15,865件）	7.0時間	26.8時間																										
【回答】	<p>⑩ 全体的に作業時間が減少傾向にある要因としては、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の施行が考えられる。また、一部の手続について作業時間が増加している要因としては、アンケート回答数が少ないことによる数値のブレが考えられるが、当該一部手続についても、個別には「10月以降役員名簿等が省略されたことで手間が軽減された。」との回答もあり、省令改正による一定の改善はあったものと考えられる。引き続き、次回以降の調査結果等も踏まえながら、必要な取組を検討してまいりたい。</p>																											